各指標について

■　財政比較分析表

１　財政力指数

財政力指数とは、自治体の財政力の強弱を表す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去３年間の平均値をいいます。財政力指数が「１」に近いほど財政力が強いと判断できます。

２　経常収支比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。町村では 70%、市では 80%の範囲内が望ましいとされています。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税＋普通交付税等）＋減税補てん債＋臨時財政対策債}} \times 100$$

３　実質公債費比率

普通会計の公債費だけでなく、公営企業や一部事務組合等の公債費に対する一般会計の負担額も含めた、それぞれの市町村の実質的な公債費負担比率の割合を表しています。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる等の制限が出てきます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D}$$

A：地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く。）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D:地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)

E：標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

※「準元利償還金」（上記 B 関連）

①　満期一括償還方式の地方債の１年当たり元金償還金相当額

②　公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金

③　一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金

④　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI 事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）

⑤　一時借入金の利子

４　将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方債現在高、債務負担行為に基づく一般会計等からの支出予定額、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額等から、充当可能基金等を控除した額）の標準財政規模等に対する割合を示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A-(B+C+D)}{E-F}$$

A：将来負担額
B：充当可能基金額
C：特定財源見込額
D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
E：標準財政規模
F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

※将来負担額（上記 A関係）①から⑩までの合計額

① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費に係るもの）
③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
⑦ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
⑨ 連結実質赤字額
⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※充当可能基金額（上記 B関連）

①から⑧までの償還額等に充てることができる地方自治法第２４１条の基金

５　ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で表したものです。ラスパイレス指数が 100 となった場合は、国家公務員の給与水準と同等であることを示しており、給料表の構造や改訂方法、運用上の措置が、国と異なる場合や職員構成が変動した場合に上下します。

６　人口 1,000 人当たり職員数

平成 29 年１月１日現在住民基本台帳人口 1,000 人当たりの職員数を表します。 職員数は、平成 29 年４月１日現在のものです。

７　人口１人当たり人件費・物件費等決算額

平成 29 年１月１日現在住民基本台帳人口１人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額を表します。なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。

＊　類似団体

類似団体とは､人口及び産業構造により全国の市町村を 35 のグループに分類した結果、その団体と同じグループに属する団体をいいます。

■　歳出比較分析表

１　経常収支比率

上記財政比較分析表２参照。

２　人件費

給与・共済費・退職年金など職員の勤務に関して必要な費用をまとめたもの。

３　物件費

賃金・旅費・交際費・需用費・役務費・備品購入費・報償費・委託料・使用料及び賃借料・原材料費等をまとめたもの（ただし、人件費に計上される常傭的臨時職員に係る賃金、事業費で賄う工事人夫費用に係る賃金、家屋等の修繕で維持補修費に計上される需用費、火災保険料及び自動車損害保険料等の保険料に係る役務費、１件100万円以上の機械器具等の購入費に係る備品購入費、事業費に計上されるものに係る原材料費等は除く）。

４　扶助費

社会保障制度の一環として、地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費をいう。

５　公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。この公債費には市町村においては県からの貸付金の返還金及びその利子も含まれる。

６　補助費等

報償費（報奨金及び賞賜金）、役務費（火災保険、自動車損害保険等の保険料）、委託料（物件費に計上されるものを除く）、負担金・補助及び交付金（人件費及び事業費に計上されるものを除く）、補償金・補てん及び賠償金（事業費に計上されるもの及び繰上充用金を除く）、償還金・利子及び割引料（公債費に計上されるものを除く）、寄附金、公課費等。